

2004年

国体ドーピング検査
選手必携書



スポーツ振興くじ助成事業

財団法人 日本体育協会

国体ドーピング検査
選手必携書

目 次

ドーピングはなぜいけないか？	4
国体ドーピング検査はどのように行われるのか？	5
治療薬を使っている場合の事前医事申請	7
ドーピング検査の受け方	15
1. 通告	15
競技会検査では	15
競技外検査では	17
2. ドーピング検査室の受付	18
3. ドーピング検査を断わると	19
4. ドーピング検査待合室で	20
5. トイレでの採尿	22
6. 尿量が75mlに不足したとき	23
7. 検体尿の分注と封印	24
8. 3日以内に使った薬などの申告	26
9. 記録書の確認とサイン、結果の通知	28
10. ドーピング検査で分からないことがあるときは	29
<ドーピング検査の手順>	30
ドーピングに関する薬の知識	32
1. かぜ薬	32
2. 漢方薬	34
特に気をつけたい市販の一般薬 その1	35
特に気をつけたい市販の一般薬 その2	36
3. サプリメント	37
4. 治療薬	39
5. 薬で分からないことがあるときは	40

制裁	41
1. 個人競技種目	41
2. 団体競技種目	43
3. 複数競技者競技種目	44
付 録	
1. 2004年禁止リスト	48
2. 使用可能薬リスト	58
3. 常備薬メモ欄	66
4. 同意書	68
選手証明書(写真つき)	

ドーピングはなぜいけないか？

ドーピングとは、競技能力を高めるために薬物などを使用することです。ドーピングは

- (1) 競技者の健康を害する
- (2) フェアプレーの精神に反する
- (3) 反社会的行為である

という理由からルールで禁止されています。「ずる」くて、「危険」な行為を容認することは、スポーツの健全な発展を妨げるからです。

ルールでは禁止リストに示される物質の使用や禁止方法の行使がドーピングにあたります。ドーピング検査で禁止物質が検出されれば、治療目的であっても原則として制裁がかせられます。したがって、ルールをよく理解し、治療目的で薬を使用する時もアンチ・ドーピングルールに詳しいスポーツ・ドクターに相談するなどの注意が必要です。



国体ドーピング検査はどのように行われるのか？

なぜ国体でドーピング検査か？

メジャーな競技大会では、競技や記録の公正さを保つため、厳正なドーピング・コントロールを実施することが世界的な流れになっています。このような世界のアンチ・ドーピング活動に合わせ、わが国最大の総合競技大会である国体でも、ドーピング検査を導入することになりました。

検査方式と方針

世界アンチ・ドーピング規程に則って、国体ドーピング・コントロール規定がつけられています。

検査方式は、競技会検査と競技外検査を並行して実施します。

競技会検査では検査態勢の整った競技から順次実施してゆきます。

それ以外の競技は競技外検査で実施します。

したがって全選手に検査対象となる可能性があります。



導入計画

平成15年第58回静岡国体夏・秋季大会から実施しました。
平成16年度の検体数はおよそ50検体、4～5年をかけて
300検体程度を目標としています。



治療薬を使っている場合の 事前医事申請

ドーピング・コントロール医事申請のしかた

ドーピング禁止物質あるいは禁止方法であっても、事前に所定の手続きによって治療目的使用の適用措置（Therapeutic Use Exemption ;TUE、以下TUEといいます）が認められれば、例外的にその禁止物質・禁止方法を使用することができます。ただし、書類が不備であったり、使用が許可されなければ、医療上の理由で使用しても「ドーピング違反」と判断されることがあるので、十分注意して手続きを行って下さい。

TUEには、次の二種類があり、扱いが異なります。

	標準申請	略式手続
対象物質	禁止物質一般 (インスリンを含む)	ベータ2作用剤(吸入に限る)、糖質コルチコイドの局所使用
提出書類	標準申請書	略式手続(申請書)
書類の入手方法	所属の都道府県体育協会、日本体育協会、日本アンチ・ドーピング機構から入手する	
提出期限	夏季;2004年8月10日まで 秋季;2004年9月21日まで 冬季;スケート競技会; 2004年12月20日まで アイスホッケー競技会; 2005年1月4日まで スキー競技会; 2005年1月21日まで	大会直前まで受け付ける
提出先	日本体育協会国体委員会医事部長宛	
認可	JADAで審査し、結果を申請者に連絡	JADAが申請書を受理した段階で有効。ただし、不備な書類は返却
表記言語	日本語を用いる。ただし国際大会出場が予定される選手は英語表記のこと	
注意	書類は原則として、郵便で送るものとする (緊急時にはファックスも可)	

1. 標準医事申請

1) 対象となる禁止物質・禁止方法

以下の条件を満たすことが必要です。

- (1) 治療上使わざるをえない(使用を中止すると健康上重大な障害を及ぼすことが予測される)
- (2) 他に代替がない
- (3) 治療上使用した結果、競技力を向上させない

2) 申請手続き

標準申請書を入力し、治療を担当している医師に以下の事項を記入してもらいます。

- (1) 薬剤の名前、投与量、投与経路、投与頻度、投与期間
- (2) 代替のない理由
- (3) その他、使用の必要性を立証できる医療情報

3) 提出期限

標準申請書の提出期限はつぎのとおりです(大会の21日前までにJADAに届く必要があるので、できるだけ早く提出して下さい)。

- (1) 夏季大会; 2004年8月10日まで
- (2) 秋季大会; 2004年9月21日まで
- (3) 冬季大会;
 - スケート競技会; 2004年12月20日まで
 - アイスホッケー競技会; 2005年1月4日まで
 - スキー競技会; 2005年1月21日まで

4) 申請書の審査

JADA・TUE委員会において、提出された申請書にもとづき

使用の可否を審査します。

5) 承認

使用が認められると、JADAから「治療目的使用の承認書」が発行されます。この承認書は大会期間中携行して下さい。

2. 略式手続

1) 対象となる禁止物質

(1) ベータ2作用剤

喘息及び運動誘発性喘息の予防及び治療を目的に、吸入に限って次の4種のベータ2作用剤が使用できます。

1. サルブタモール（日本で入手可）
2. サルメテロール（日本で入手可）
3. テルブタリン
4. フォルモテロール

日本で入手できる商品名は次の4品です。

1. アイロミールエアゾール（大日本）
2. サルタノールインヘラー（GSK）
3. セレベントロタディスク（グラクソミスクイ）
4. ベネトリン吸入液（三共）

<注意>

- ・あくまでも吸入に限られ、内服などは認められません。
- ・ベータ2作用剤であっても、上記にあげた以外の薬剤は認められません。

(2) 糖質コルチコイドの局所使用

（糖質コルチコイドが禁止されるのは、経口投与、経直腸

投与、静脈内投与または筋肉内投与です。これ以外の使用（皮膚、点眼、点鼻、吸入など）がTUE略式手続の対象となります。

2) 申請手続

「略式手続」申請書入手し、治療を担当している医師に以下の事項を記入してもらいます。

(1) 診断名および検査成績

(2) 薬剤の名前、投与量、投与経路、投与頻度、投与期間

3) 提出期限

提出期限は特にありませんが、事前に申請できるものはなるべく早く手続きをして下さい。

4) 略式手続の審査

書式が整い内容に問題がなければ、申請書がJADAに受理された時点で申請内容は有効となります。

書式あるいは申請内容が条件を満たしていない場合、申請書は申請者に返却されます。書式を整え、再度申請して下さい。空欄がないよう、全ての項目をうめて下さい。

5) 受信の連絡

JADAが略式申請書を受け取った証として「受信証明書（略式手続申請）」が発行され、日本体育協会へ送られます。

日本体育協会は、この受信証明書を都道府県体育協会へ送ります。

注意事項

1.書類申請手続き上の注意

(1) 申請書類の入手；

1. 必ず所定の用紙（「標準申請書」あるいは「略式手続」）を用いて下さい。
2. 所属の都道府県体育協会、日本体育協会あるいはJADAから入手できます。
3. 日本体育協会、JADAのホームページからPDFファイルでダウンロードして利用できます。

(2) 表記言語；

1. 国体など国内競技会だけに出場予定の選手は、日本語で表記します。
2. ただし、姓名、診断内容（Diagnosis）、については日本語と英語（姓名はローマ字表記）で記入して下さい。
3. 国際大会に出場予定の選手は必ず英語表記にします。

(3) 申請窓口；

1. 申請書が準備できたら、所属の都道府県体協へ連絡して下さい。
2. 都道府県体協から日本体育協会へ申請します。
3. 宛先は13頁のとおり。
4. 日本体育協会は提出された申請書類を、書類の不備を点検した上で、直ちにJADAへ送ります。

(4) TUE申請済みの扱い；

1. 競技団体を通して、すでに医事申請書を提出し使用が許可されている場合には、その「治療目的使用の承認書」（標準申請の場合）もしくは「受信証明書」（略式手続申請の場合）の写しを提出して下さい。
2. 新たな申請手続きは必要ありません。

(5) 審査結果の連絡；

1. 標準申請の審査結果、あるいは略式手続の受信証明はJADAから日

本体育協会へ連絡されます。

2. 日本体育協会は、直ちに所属都道府県体育協会へ連絡します。
3. 原則として日本体育協会から選手個人へは通知しませんが、都道府県体協あるいは選手から希望のあった場合、選手へ直接連絡することもあります。

(6) 書類は郵便で；

1. 申請書類は原則として郵便で送って下さい。
2. ただし、緊急の場合にはファックスでも受け付けます。

(7) 国体選手に選考される前での申請手続き：

1. 国体選手に選考される前で、あらかじめTUEを申請しておきたい場合にも、申請手続きはできます。
2. 所属の都道府県体協を通して、日本体育協会へ申請して下さい。
3. TUEの申請は、所属の中央競技団体へ申請してもかまいません。どちらかへ申請すればよく、両方へ申請する必要はありません。
4. 競技団体で申請手続きをした場合、(4)のとおり、指定期日までにTUEの証明を日本体育協会へ提出して下さい。

(8) TUEは例外措置！

1. TUE（標準申請）は、申請すれば許可されるものではなく、極めて例外的な措置です。
2. 使用が許可されなければ、禁止物質・禁止方法を治療上の理由で使用しても、ドーピング検査が実施された場合に、選手および処方した医師は「ドーピング違反」と判断されることがあります。

2. 禁止物質についての注意

(1) インスリン

1. 標準申請で申請

2003年IOC禁止リストでは略式手続対象でしたが（平成15年国体夏・秋季大会）、2004年TUE（2004年第59回国体冬季大会）からは

標準申請の対象に変更されたので注意して下さい。

(2) 糖質コルチコイドの局所使用

1. 略式手続きで申請
2. 平成15年夏・秋季大会、平成16年冬季大会では事前申告する必要はなく、検査対象になった時点で申告すればよかったです。平成16年第59回国体夏・秋季大会から、糖質コルチコイドの局所使用はすべて事前に略式手続きで申請しなければならなくなりました。十分注意して下さい。

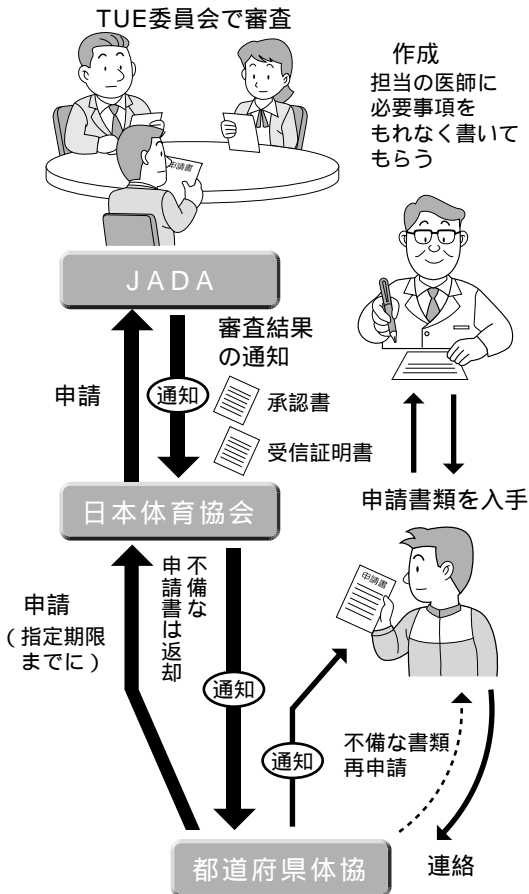
(3) 市販の糖質コルチコイド

1. 市販薬の副腎皮質ステロイド(糖質コルチコイド)入り軟膏などもTUEの略式手続き申請の対象となります。
2. 略式申請に当たっては、必ず医師の証明が必要となります。
3. 選手の判断で購入し、申請手続きをとらず使用した場合、ドーピング違反が問われることになるので、十分に注意して下さい。
4. 市販の副腎皮質ステロイド剤でも、TUEが認められていなければ、大会中には使用しないようにして下さい。

《申請書の提出先》

書類の提出先	〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 日本体育協会スポーツ科学研究室内 国体医事部長 福林 徹 FAX : 03-3465-0678
問い合わせ先	日本体育協会スポーツ科学研究室 TEL : 03-3481-2240 or 2241 FAX : 03-3465-0678 Mail : ito-s@japan-sports.or.jp

ドーピング・コントロール医事申請のしかた



ドーピング検査の受け方

1. 通 告

競技会検査では

通告がドーピング検査の始まり

すべての選手は、ドーピング検査を受ける可能性があります。ドーピング検査は、まず「通告」からはじまります。競技終了後、エスコート役員から、「通告書」がしめされたら、つぎのことを確認しておきます。

エスコート役員の身分。

通告書の記載内容、大会名、日時、種目、対象順位、選手氏名自分が対象であることを確認したら、同意のサインをします。通告書の写し（ピンク色）が選手の控えとして渡されます。ドーピングコントロールパスを首にかけます。

通告のあとはエスコート役員と行動を共にします。わからないことがあれば、遠慮なくエスコート役員にたずねましょう。

ドーピング検査室へは1時間以内に

ドーピング検査室へ向かう前に、まず同伴者をさがします。チームドクター、監督、コーチなど、ドーピング検査室へは1人の付き添いが認められています。

ドーピング検査室の受付は通告後1時間以内にしなければなりません。表彰式などで遅れる場合は考慮されるので、これも遠慮なく申し出て下さい。

時間の重なる次の競技があるときは、すぐにエスコートにつげ、ドーピングコントロールオフィサーと相談します。



競技外検査では

国体では検査を予告することもあります。

競技外検査は、競技会検査以外の期間に行われます。

禁止物質のうち「興奮剤」「麻薬性鎮痛剤」、「カンナビノイド」と「糖質コルチコイド」は検査対象になりません。

競技外検査の通告は、「予告なし」が一般的です。

国体での競技外検査は、都道府県選手団総監督あてに、対象選手、検査実施場所、時間をあらかじめ通知することがあります。

出場する競技時刻とは重ならないように配慮されています。

身分証明書（この必携書など）を忘れないように

検査会場が指定された場合、選手はチームドクターなどの同伴者とともに、指定時刻までに検査会場へ行きます。

指定された時間に遅れると、検査拒否とみなされます。

本人確認ができるもの（本必携書など写真付きの身分証）を持参します。

検査が練習会場や宿舎で行われ、検査員が出向くときでも、身分証は携行してして下さい。

受付後の手続きは、競技会検査と共通です。



2. ドーピング検査室の受付

ドーピング検査室には、関係者以外は出入りできない

ドーピング検査室には、関係者以外は立ち入りできません。

選手1人に同伴者1人の付き添いが認められます。

受付では、本人の確認を行います。競技会ではナンバーカード、背番号などをみせ、受け取った通告書の控え（ピンク色）を提出します。競技外検査では写真付きの身分証明書（この必携書など）を提示します。ドーピング・コントロールパスを受付にもどします。

通告書に到着時間が記入され、控えは再び選手に渡されます。ドーピング検査記録書への必要事項の記入がすめば、採尿まで、待合室で待機します。

受付の後にドーピング検査の流れについて、オフィサーから説明を受けます。

すべての手続きが終了するまで、原則としてドーピング検査室内に在ることになります。

どうしても外出が必要な時は、ドーピング・コントロールオフィサーが判断をして、エスコートと行動を共にして外出します。この時も再入室用にドーピング・コントロールパスがわたされます。



3. ドーピング検査を断わると

自分がクリーンであることを証明できない

ドーピング検査は、ルールを守っていることを証明できるチャンスなのです。自分がクリーンであることを証明できる唯一の方法でもあります。「面倒くさい」と言って検査を断ることは、折角の機会を逃すことになるでしょう。

疑われても仕方がないことになってしまう

ドーピング検査をすると、残念ながら、ごく一部の選手から陽性者が出ます。検査を断ることは、「自分は陽性です」ということと変わりがなく、「ドーピングをしているから検査を断った」と疑われても仕方がありません。

最も重い違反と同じ処分を受ける

検査を拒否した場合、最も重いドーピング違反をしたことになり、重い処分を受けます。処分に対して異議申し立てはできますが、検体を取っていないので、再検査の要求は当然できません。



4. ドーピング検査待合室で

リラックスして、検査を早く終わらせる

競技後は少ない量の尿しかたまっていないことが多いので、水分をしっかりと補給して、リラックスして早く尿をためれば良いのです。

自分で早く出そうと焦ったり、同伴者が早く早くとせかしたりすることは逆効果です。

尿がたまっている感じがあっても、緊張していると出ないことはあります。時間をかけてゆっくり出そうとするのも良いでしょう。

それでも足りないときは、後で出た尿と足し合わせるので、一度で出そうと焦る必要はありません。



アンチ・ドーピングについて学習するチャンス

待合室での時間は、アンチ・ドーピングについて学習するチャンスです。オフィサーに質問したり、話を聞いて、アンチ・ドーピングの知識をしっかりと持ちましょう。

ドーピングのような「ずる」はしない、という選手としてのプライドも大切です。

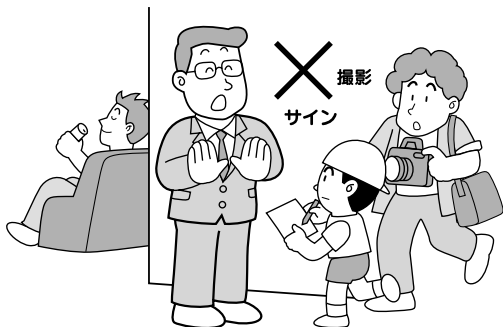
検査が終了するまでは、不正が入り込まないように

待合室内で、選手は見張られているのではなく、不正が入り込まないようにお互いに確認をしているのです。

水分補給をするときは、缶などに入った安全な飲料を、自分で選んで自分で封を開けて飲みます。

更衣などをするときには、同性のエスコートが立ち会います。

待合室の中で、写真を撮影したり、ほかの選手にサインを求めることなどは禁止です。



5. トイレでの採尿

本人の尿であることを互いに確認する作業

十分尿がたまっていると思えば、トイレに行きたいと申し出ます。

着衣はなるべく少なくして、Tシャツ、ランニングパンツ程度が適当です。

採尿用カップをいくつかの中から一つ選びます。

開封された痕やよごれが無いかを確認し、自分で封を切って取り出します。

カップには目盛りが付いているので、75mlの線を確認しておきます。

トイレには、同性のオフィサーがトイレの中まで同行し、本人の排尿であることを確認します。

普段と違って気まずいところですが、こそこそと不自然な動きをしないようにして下さい。

尿をはじめから採尿カップにとってゆき、75mlの線以上になれば十分です。

採尿がすめば、フタをしっかりとして、こぼさないように注意します。

尿検体は自分で持ち運び、手を洗うときも自分の視野の中に入れておくようにします。



6. 尿量が75mlに不足したとき

一時的に密封をして、次の尿と足し合わせる

尿量が75mlに不足したときは、尿を安全に保管する「部分検体」を作成します。

<手順>

- 1) 仮キャップ（青）と保管袋のセットを一つ自分で選びます。
- 2) 保管袋に選手名、日付などが記入されるので、これを確認してサインをします。
- 3) 検体用ボトルの入った、発泡スチロールの箱を一つ選びます。
- 4) 青いテープをはがして開封し、白いテープを引上げると、箱は開きます。
- 5) A検体用のボトル（オレンジ）のみを取出します。
- 6) ボトルを袋から取り出し、箱、ボトル、キャップの番号を確認します。
- 7) Aボトルに尿の全量を入れ、仮キャップ（青）で密封します。しっかりと閉めて、逆さにして漏れないことを確認し、ボトルは箱に戻します。
- 8) すべてのキット類（箱、ボトル、キャップ）を保管袋に入れ、封をします。
- 9) 保管袋の控えのストリップを受取り、待合室に戻ります。
- 10) 残りの量の尿が出せると感じたら、「5.トイレでの採尿」の手順で、新しいカップで採尿します。
- 11) ストリップの番号を照合して部分検体の保管袋を確認し、異常がないかを確かめてから開封して中のキット類を取出します。
- 12) 仮キャップを開封して、Aボトルの尿を全部尿カップに戻し、合計の尿量を確認します。
- 13) 75mlあれば「7.検体の分注と封印」に進み、足りなければ「6.尿量が75mlに不足したとき」を繰り返します。

7. 検体尿の分注と封印

必要量の尿が取れた場合、検体を A と B のボトルに分注、封印します。

疑問が生じないように、操作は自分で

操作は選手自身が行います。選手が依頼（許可）すれば、オフィサーが手伝ってくれます。

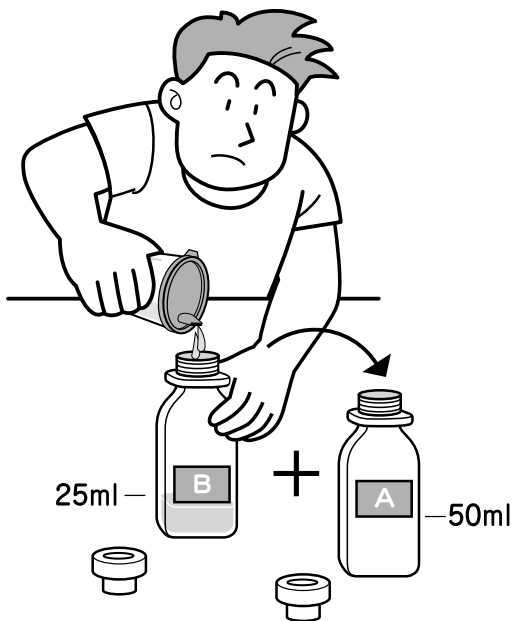
オフィサーの指示に従って、丁寧に行えばよく、あわてる必要はありません。

<手順>

- 1) 検体用ボトルの入った、発泡スチロールの箱（コンテナ）を選びます。
- 2) 青いテープをはがして開封し、白いテープを上げると、箱は開きます。
- 3) A 検体用（オレンジ）、B 検体用（ブルー）のボトルを取出し、異常が無いことを確認して袋から出します。
- 4) すべての番号（箱、ボトル2、キャップ2、シール8枚；合計13ヶ所）が同じであることを確認します。
- 5) 8枚のシールを書類と封筒に貼る作業は、オフィサーが行います。
- 6) 尿をこぼさないように、採尿カップのフタを閉めたまま注ぎ口をボトルの口に合わせ、ゆっくり注ぎます。
- 7) 最初はBボトルに25ml（ブルーのラベルの下の線まで）を入れ、残りを全部Aボトルに入れ、少し採尿カップに残します。
- 8) 両ボトルともキャップを確実に最後まで閉めて、封印が完

了します。ボトルを逆さにして、尿がこぼれないことを確認します。ボトルをコンテナに戻します。

- 9) 残った尿でpHと比重をはかります。比重が軽すぎる(1.005未満：尿が薄すぎる)と再採尿を求められることがあります。
- 10) 比重が軽すぎた場合、「5.トイレでの採尿」に戻ります。水分を取らずに次の採尿まで待ちます。



8. 3日以内に使った薬などの申告

食事以外で口にすることは、必ず記録しておくこと

検査の日から3日以内に服用した薬物やサプリメントは、なるべく正確に申告します。特に薬の名前は正確さが必要なので、メモしておくのが良いでしょう。

医療機関で治療を受けたときは、処置に使った薬剤と処方されて飲んでいる薬剤は、必ず記録を受けとって、説明書きと共に持つようにします。薬をいつ、どのくらい、服用したかは忘れやすいので、記録に残しておいたほうが良いでしょう。

この必携書の「常備薬メモ欄」(66・67ページ)を利用してください。

治療薬の申告は

「ぜん息」で治療中の場合は、薬物の事前申請が必要です。国体の代表選手に選ばれた時には、必ずチームドクターに相談して下さい。(7～14ページ)

禁止物質である糖質コルチコイドの局所使用の処方を受けたときも、申請が必要になります。治療をしたドクターに依頼して、略式手続申請書に必要事項を記載してもらい、またその治療記録を「常備薬メモ欄」にも記載しておき、検査のときに申告します。

サプリメントは自己責任で

サプリメント類は自分の責任で飲んでいきますから、商品名、成分、製造販売会社名は、いつでも分かるようにしておきます。

飲んでいるものが分かっていた方が、検査も行いやすい

禁止物質でない薬物の申告をしなかったことは違反にはなりません。検査機関ではすべての物質についての分析をしているので、分析で見つかったものは申告されていた方が判断が速くできます。

3日以内の薬は必ず、サプリメント類も申告する方が良いでしょう。禁止物質が発見された場合、申告があったかどうかは処分に影響する可能性があります。

うっかり飲んでしまったかぜ薬であっても、隠していれば意図的で悪質と受取られますので、必ず申告して下さい。



9. 記録書の確認とサイン、結果の通知

書類は複写になっているので、分離する前にしっかり確認する

記録書に必要事項が記入されると、最後に選手と同伴者が確認のサインをします。サインをする前には、選手の姓名、尿量、pH、比重、時刻、などが正確に記入されていることを一通り確認します。シールも正確にはられていることを確認します。

検査に関して、説明されても解決しない疑問や不満などがあれば、コメント欄に記入します。このコメントは分析機関に行く用紙にも写るので、個人が特定されるような事は書かないように注意します。

関係者のサインが完了すると、記録書の競技者用の写し（ピンク）を受け取ります。通告書と記録書の2通が揃うこととなります。記録書に貼られたシール番号で分析検査が行われます。

A検体が検査され、B検体は保存される

A検体の分析結果で問題がなければ、結果は陰性（ドーピング違反なし）です。陰性結果は日本体育協会のホームページで日付と検体番号から確認できます。

(www.japan-sports.or.jp/doping/kokutai.html)

結果に問題があるときは

A検体の分析結果に疑わしい所見があれば、都道府県選手団の総監督に文書で通知され、総監督から選手・コーチに伝えられます。結果について納得が行かなければ、B検体の検査を要求することができます。この検査には選手本人にも立ち会う権利があります。

事情を正確に把握することが必要になるので、検査前に口に入れた物など、もう一度良く思い出して整理をし、説明するようにします。

10. ドーピング検査で分からないことがあるときは

疑問があれば必ず確認するように

ドーピング検査の手続きの中で、「なぜ」と疑問に思うようなときには、オフィサーに質問してください。

選手一人で検査を受けると、余裕もなく気がつかないことも出てきます。必ず同伴者につきそってもらい、手順を確認し、疑問を解決するようにしましょう。選手団の中では、チーム（帯同）ドクターに相談や質問するようにして下さい。

ほとんどのことはこの必携書に書いてあります

ドーピング検査については、この必携書の中にほとんどのことが書き込まれています。大体どんなことがどこに書いてあるかを、通読しておいて下さい。



ドーピング検査の手順

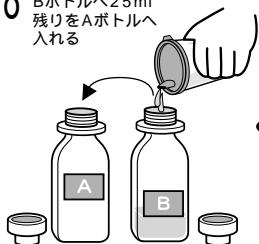
- 1 選手にドーピング検査を行なうという通告、1時間以内にドーピング検査室で受付



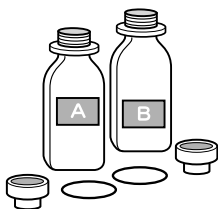
- 2 ドーピング検査室で受付



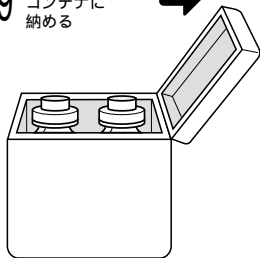
- 8 サンプルの分配採尿カップからBボトルへ25ml 残りをAボトルへ入れる



- 7 コンテナからA、Bボトルを取り出す



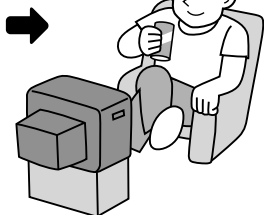
- 9 A、Bボトルをコンテナに納める



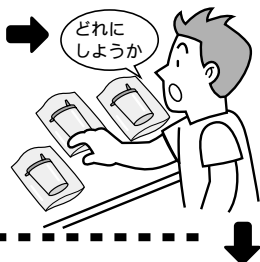
- 10 検査3日前に使用した薬剤・サプリメントを申告する



3 待合室で飲み物を飲みながら待機する



4 検査室で採尿カップを選ぶ



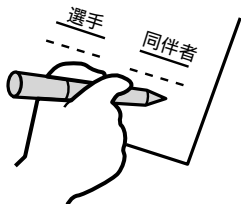
6 サンプルキットの選択



5 専用トイレで採尿カップに尿を入れる (75ml以上)



11 公正に採尿作業が行なわれたことを確認してサインをする (左に選手、右に同伴者)



12 終了 (オフィサーは原本を保管、選手は控えを受取る)



ドーピングに関する薬の知識

1. かぜ薬（市販の総合感冒薬・鼻炎薬）

かぜを治す薬はない

かぜの原因を取り除く薬はありません。かぜ薬を使うのは、発熱、咳、たん、のどの痛み、だるさ、などの症状を楽にするためです。症状を楽にしても無理に身体を動かすことは回復を遅くするだけです。

かぜを早く治すには、栄養を良くとって暖かく安静にして、体力を温存することです。

総合感冒薬には禁止物質が含まれることが多い

総合感冒薬には十分注意しましょう。禁止物質であるエフェドリンなどを含むことが多いからです。薬の外箱で成分をチェックしましょう。メチルエフェドリン、エフェドリン、麻黄（マオウ）などは禁止成分です。

競技会の5日前までにはかぜ薬をやめる

禁止物質が含まれていても、注意書き（添付文書）通りの服用量で、服用をやめてから5日以上経っていれば、陽性になる可能性はほとんどなく、特に心配する必要はありません。

鼻炎の薬にも要注意

総合感冒薬と同じく要注意です。禁止物質であるエフェドリンなどが含まれることが多く、花粉症などの症状が強い

時には注意書きの量以上に飲んでしまう危険もあります。
鼻炎スプレーも成分をチェックする必要があります。
咳止めとして含まれているコデインは、注意書き通りの服用量であれば麻薬とは見なされないので、禁止物質ではありません。

カフェインはモニタリング物質に変更

カフェインは2004年から禁止物質ではなくなりました
(監視プログラムに変更P57)。



2. 漢方薬

漢方薬にはたくさんの複雑な成分が含まれている

漢方薬も「薬」です。その成分は大変複雑で、成分を調べることも困難です。漢方薬にも明らかに禁止物質を含むものがあり、麻黄（マオウ）、ホミカ（ストリキニーネを含む）はその代表です。

漢方薬は生薬を使うので、名前が同じでも製造会社、原料の産地、収穫の時期などで成分が違うことがあります。成分が全部記載されていないとチェックできない上に、成分の含有量が一定していないのが普通です。

漢方薬も、基本的にはチームドクターのチェックを受けて、成分のはっきりしないものは使用を避けたほうがいいでしょう。



禁止物質、ストリキニーネ（ホミカ）を含む胃腸薬

ストリキニーネ（ホミカ）は興奮剤として競技時に禁止されていますが、尿中濃度の基準値が設定されていないので、検出されれば直ちに違反が疑われます。大会期間中に胃腸薬を使う場合、成分にストリキニーネ（ホミカ）が含まれていないことを確認してください。次の薬には、ストリキニーネ（ホミカ）が含まれていますので、大会の1週間前くらいから使用しないように。

【薬品名】	【会社名】
1. イノセア消化薬	（佐藤製薬）
2. ガロニン錠	（全薬工業）
3. スーサン消化促進錠	（中外医薬生産）
4. どくじんA錠	（東宝製薬）
5. パンクターゼ	（小林薬品工業）
6. パンジアス顆粒	（第一薬品 - 白石薬品）
7. ホミカロート錠	（佐藤製薬）
8. ワクナガ胃腸薬G	（湧永製薬）
9. 救胆	（島伊兵衛薬品）
10. 金魚胃腸薬	（大和合同製薬）
11. 済仁	（森本製薬）
12. 新メラーゼ	（佐藤製薬）
13. 新レスク	（帥治堂製薬）
14. 赤玉はら薬	（大和合同製薬）
15. 大昭晴快散	（大昭製薬）
16. ハンピロン*	（日本薬品）
17. マヤ金蛇精（カプセル）*	（摩耶堂製薬）

* 滋養強壮薬

禁止物質、蛋白同化剤(テストステロン類)を含む滋養強壯薬や漢方薬

次の薬には、蛋白同化剤あるいはそれと同じ作用とみなされる成分が含まれているので、大会期間中に限らず、日常でも使用しないように。

【薬品名】	【会社名】
1. ハツモール・軟膏(体毛用)*	(田村治照堂)
2. ペレウス*	(協和新薬・キョウワメディカル銀座)
3. ミクロゲン・パスタ*	(啓芳堂製薬)
4. ミクロゲンパスタS*	(啓芳堂製薬)
5. 延寿回生	(広貫堂・大和製薬・愛)
6. オットローヤル	(牛津製薬 日邦薬品工業)
7. 活力・M	(東南製薬)
8. オットピン - S	(プロ・シール)
9. オノック	(キクリウ製薬)
10. 外用ホルモン塗布剤オットピン	(プロ・シール)
11. 強力パロネス	(日新製薬)
12. 強力ラール	(精進堂製薬)
13. 金蛇精(糖衣錠)	(摩耶堂製薬)
14. ツンバ	(堀井薬品工業)
15. トノス	(大東製薬工業)
16. プリズマホルモン錠	(原沢製薬工業)
17. プリズマホルモン精	(原沢製薬工業)
18. ヘヤーグロン	(大東製薬工業)
19. マヤ金蛇精(カプセル)	(摩耶堂製薬)

* 毛髪用薬

3. サプリメント

サプリメントには、かなり危ない物が多い

サプリメントの基本は「栄養補助食品」です。薬と違うのは、製造、販売等の規制が厳しくない点です。

エフェドリンなどの禁止物質を含むサプリメントが出回っていることも事実です。

成分表示が信頼できるものであれば問題ありませんが、実際、表示されていない禁止物質が混入されている商品もあり、注意が必要です。

このような禁止物質の混入は、単なる製造過程のミスというだけでなく、サプリメントの評判を上げるために、意図的に行われていることもあるようです。



信頼できないサプリメントは、絶対に口にしない

サプリメントの服用は自己責任です。「これは安全」と保証することは大変難しいからです。

信頼できないサプリメントは絶対に口にしないことです。成分の分からないものを人に勧めることも大変に危険です。必要がなければサプリメントには頼らない、サプリメントを取るときも、原料、成分が確認できるものしか取らない、という大原則を守って下さい。



4. 治療薬

治療に使った薬は記録に残すように

医療機関を受診するときは「スポーツ選手なのでドーピング禁止物質を処方しないでほしい」ことを伝えましょう。

治療を受けたときに使われた薬が分かるようにして下さい。主治医には、「常備薬メモ欄」に治療記録を記載してもらいましょう。

普段持っている治療薬は、必ず正確な薬物名、用法、用量のメモを持ち、説明書があれば、一緒に持っておきます。特に症状があるときだけ飲む薬（頓用薬）は、飲んだときに日付と用量をメモしておきます。

薬については、禁止物質や制限薬物について知識のあるドクターのチェックを受けるようにして下さい。



5. 薬で分からないことがあるときは

中身が分からない薬は、絶対に飲まない

成分の分からない薬は、サプリメント以上に危険です。知識のある医師のチェックなしに「.....に効く」といって渡されたような薬を飲んではいけません。

市販の薬は、必ず外箱に「成分表示」がされていて、中に「説明書」が入っています。これらは捨てないで薬と一緒に持っていて下さい。

薬について分からないことがあれば、まず自分の主治医に聞きます。また、選手団のチーム医師にも聞き、必ずドーピング禁止物質に知識のある医師に確認します。確認のできない薬は、もちろん飲んではいけません。



制裁

ドーピング違反が確定すると、選手は制裁処分を受けます。一定期間にわたる資格剥奪などの制裁処分は、それぞれの競技団体の規則に従います。競技団体に該当する規則がない場合には、世界アンチ・ドーピング規程に従います。

1. 個人競技種目

競技に参加する前に、競技外検査によってドーピング違反が確定すると、国体参加資格を失うことになります。

競技会検査でドーピング違反が確定すると、その種目の成績は抹消されます。

また、予選などであれば、それ以後の競技に参加できなくなります。



国体の個人競技種目は以下のものです

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 陸上競技* | 9 ウエイトリフティング |
| 2 水泳 | 10 自転車（個人種目） |
| 競泳* | 11 馬術（個人種目） |
| 飛込 | 12 ライフル射撃 |
| 3 スキー* | 13 カヌー |
| 4 ボート（シングル） | （カヤックのペア及び |
| 5 ボクシング | フォア、カナディア |
| 6 スケート | ンのペアを除く） |
| スピード* | 14 空手道（個人戦） |
| ショート* | 15 ボウリング（個人戦） |
| 7 レスリング | |
| 8 セーリング | |
| （シングル、ウィンドサ | |
| ーフィン、シーホッパ | |
| ー級） | |

* リレーを除く

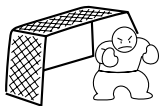
2. 団体競技種目

チームの一員にドーピング違反が確定した場合、その選手は国体参加資格を失いますが、チーム自体には制裁処分はかせられません。

国体の団体競技種目は以下のものです

= 試合中に選手交代が認められるもの =

- | | |
|------------|--------------|
| 1 水泳 | 6 ハンドボール |
| 水球 | 7 軟式野球 |
| 2 サッカー | 8 ソフトボール |
| 3 ホッケー | 9 ラグビーフットボール |
| 4 バレーボール | 10 アイスホッケー |
| 5 バスケットボール | 11 高等学校野球 |

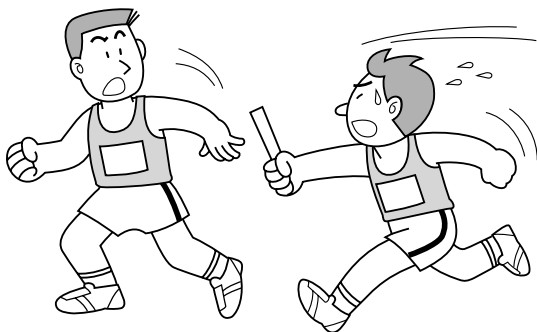


3. 複数競技者競技種目

競技に参加する前に、競技外検査によって違反が確定した場合、その選手は国体参加資格を失いますが、競技団体の規則が定める範囲内においてチームは参加することができます。

競技会検査でドーピング違反が確定した場合、選手、チームともに成績は抹消されます。

また、予選などであれば、それ以後の競技には参加できなくなります。



複数競技者競技種目は以下のものです

= 試合中に選手交代ができないもの =

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1 陸上競技(リレー) | 9 自転車(団体追抜競走) |
| 2 水泳 | 10 ソフトテニス |
| 競泳(リレー) | 11 卓球 |
| シンクロ | 12 相撲 |
| 3 スキー(リレー) | 13 馬術(団体障害飛越) |
| 4 テニス | 14 フェンシング |
| 5 ポート(フォア、ダブル、クォドルプル) | 15 柔道 |
| 6 体操 | 16 バドミントン |
| 競技 | 17 弓道 |
| 新体操 | 18 剣道 |
| 7 スケート | 19 山岳 |
| スピード(リレー) | 20 カヌー(ペア、フォア) |
| ショート(リレー) | 21 アーチェリー |
| フィギュア | 22 空手道(組手団体戦) |
| 8 セーリング(470級、スナイプ級、セーリングスピリッツ級、FJ級) | 23 銃剣道 |
| | 24 クレー射撃 |
| | 25 なぎなた |
| | 26 ボウリング(団体戦) |
| | 27 ゴルフ |

暫定的資格停止処分とは？

A検体で違反の疑われる分析結果が出ればただちにドーピング違反が確定する、というわけではありません。

検査手続きに不備はなかったか、書類手続きで見落としはなかったかなどの確認作業をした後、裁定委員会（聴聞会）を開催し、選手側の言い分も十分聞いたうえで、審議を尽した後に結論を出すことになっています。

この間に、選手側の要求があれば、B検体によって分析結果の確認作業も行われます。

このように、最終的な結論がでるまでにはかなり時間がかかることも予測されますが、競技会はスケジュールにそって進行して行きます。それは、ドーピング違反の疑われる競技者が勝ち進み、クリーンな競技者の権利がうばわれるということにもなるわけです。

その対策として、A検体で違反の疑われる分析結果が出てから早急に確認作業および略式聴聞会を行った後に、選手を暫定的に資格停止処分にすることがあります。

暫定的資格停止処分になった競技者は、以後の競技に参加できなくなります。

ただし、チームスポーツの場合、まずその選手を除外し、団体競技種目の場合であれば、チームは引き続き競技に参加できます。複数競技者競技種目の場合には、競技団体の規則が定める範囲内において、そのチームは引き続き参加することができます。

付 録

付録-1 2004年禁止リスト
(WADA ; 2004年3月26日)

競技会検査において禁止対象となる物質及び方法

禁止物質

S1 興奮剤

下記の興奮剤は禁止対象となり、L型、D型光学異性体のいずれも該当する。

アドラフィニル、アンフェプラモン、アミフェナゾール、アンフェタミン、アンフェタミニル、ベンズフェタミン、プロマンタン、カルフェドン、カチン*、クロベンゾレックス、コカイン、ジメチルアンフェタミン、エフェドリン**、エチルアンフェタミン、エチレフリン、フェンカンファミン、フェネチリン、フェンフルラミン、フェンプロポレックス、フルフェノレックス、メフェノレックス、メフェンテルミン、メソカルブ、メタンフェタミン、メチルアンフェタミン、メチレンジオキシアンフェタミン、メチレンジオキシメタンフェタミン、メチルエフェドリン**、メチルフェニデート、モダフィニル、ニケタミド、ノルフェンフルラミン、パラヒドロキシアンフェタミン、ペモリン、フェンジメトラジン、フェンメトラジン、フェンテルミン、プロリントアン、セレギリン、ストリキニーネ

および、その他類似の化学構造または薬理作用を有する物質***

* カチンは、尿中濃度が5 $\mu\text{g/ml}$ を超えた場合を禁止対象とする。

** エフェドリン、メチルエフェドリンは、尿中濃度が10 $\mu\text{g/ml}$ を超えた場合を禁止対象とする。

*** 2004年監視プログラムに記載された物質は、禁止物質とみなさない。

S2 麻薬性鎮痛剤

ブプレノルフィン、デキストロモラミド、ジアモルヒネ（ヘロイン）、ヒドロモルフォン、メサドン、モルヒネ、オキシコドン、オキシモルフォン、ペンタゾシン、ペチジン

S3 カンナビノイド（ハシシュ、マリファナなど）

カンナビノイド（ハシシュ、マリファナなど）は禁止対象となる。

S4 蛋白同化剤

1. 蛋白同化男性化ステロイド剤（AAS）

a. 外因性*AAS、下記例示に限らず全てのAASが対象となる
アンドロスタジエノン、ボラステロン、ボルデノン、ボルジオン、クロステボール、ダナゾール、デヒドロクロロメチルテストステロン、デルタ1-アンドロステン-3,17-ジオン、ドロスタノロン、ドロスタンジオール、フルオキシメステロン、フォルメボロン、ゲストリノン、4-ヒドロキシテストステロン、4-ヒドロキシ-19-ノルテストステロン、メスタノロン、メステロロン、メタンジエノン、メテノロン、メタンドリオール、メチルテストステロン、ミボレロン、ナンドロロン、19-ノルアンドロステンジオール、19-ノルアンドロステンジオン、ノルボレトン、ノルエタンドロロン、オキサボロン、オキサンドロロン、オキシメステロン、オキシメトロン、キンボロン、スタノゾロール、ステンボロン、1-テストステロン（デルタ 1-ジヒドロ-テストステロン）、トレンボロン

およびその他類似の化学構造または薬理作用を有する物質

b. 内因性**AAS、下記例示に限らず全てのAASが対象となる
アンドロステンジオール、アンドロステンジオン、デヒドロエピアンドロステロン（DHEA）、ジヒドロテストステロン、テストステロン

およびその他類似の化学構造または薬理作用を有する物質

上記に記載された禁止物質は体内で自然につくられるものであることから、検体中の禁止物質の濃度、あるいはその代謝

産物やマーカーの濃度、若しくは関連物質との比が、内因性物質とは判断できないほど一般人の正常範囲を大きく逸脱していれば、その競技者の検体は禁止物質を含有しているとみなされる。ただし、競技者が検体中の禁止物質の濃度、あるいはその代謝産物やマーカーの濃度、若しくは関連物質との比がある病理的状态あるいは生理的状态に起因するものである証拠を提示できれば、その検体は禁止物質を含有していないとみなされる。なお、いかなる場合においても、信頼性の高い分析方法に基づいてその検体が外因性由来であることが証明された場合、検体の濃度にかかわらず、分析機関は違反が疑われる結果として報告することになる。

分析機関の結果で最終結論が得られなかったり、上述のような濃度基準に達していなくても、例えばステロイド骨格と比較して禁止物質を使用した形跡が濃厚であるといった場合、当該アンチ・ドーピング機関は別に追加分析を行うものとする。

尿中T/E比が比率6を越えた場合、その比率が病的状態あるいは生理的状态に起因するものであるかどうかを判断するために、必ず追加検査を行うものとする。

これらの追加検査では、選手のこれまでの分析結果、その後に行った検査結果あるいは内分泌学的検査結果が検討対象となる。以前の検査結果がない場合、当該競技者はあらたに内分泌検査を受けるか、あるいは3ヶ月以内に少なくとも3回の予告無し検査を受けるものとする。

当該競技者が追加検査に非協力的な場合、その検体に禁止物質が含有されていたと判断されることになる。

2. その他の蛋白同化剤

クレンプテロール、ゼラノール

* 「外因性」は、体内で自然に生成できない物質をいう。

** 「内因性」は、体内で自然に生成できる物質をいう。

S5. ペプチドホルモン

以下の物質は、類似の化学構造または類似の薬理効果を有するその他の物質および放出因子も含め、禁止される。

1. エリスロポエチン(EPO)
2. 成長ホルモン(hGH)とインスリン様成長因子(IGF-1)
3. 胎盤性性腺刺激ホルモン(hCG)(男性のみ禁止)
4. 下垂体性および合成性性腺刺激ホルモン(LH)
(男性のみ禁止)
5. インスリン
6. コルチコトロピン類

検体中の禁止物質あるいはその関連物質、またはそれらの比、マーカーの濃度などが正常範囲を逸脱し正常な内因性物質とみなされない場合、その濃度が生理的状态あるいは病的状態に起因することを証明しない限り、その競技者の検体中には禁止物質が含まれていたものとみなされる。

上記ホルモン類似の化学構造または類似の薬理効果を有するその他の物質、マーカー類、放出因子が検出された場合、あるいは検出物質が自然に存在するホルモンではないことが明らかにされた場合、それらは違反が疑われる分析結果として報告される。

S6 ベータ2作用剤

ベータ2作用剤は、D型およびL型異性体のいずれも禁止されるが、フォルモテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリンの吸入に限って、気管支喘息および運動誘発性気管支喘息の予防および治療目的に使用が認められる。この場合、「治療目的使用の適用措置に関する国際基準」、第8項に則った略式手続が必要となる。

治療目的使用の許可が出されていても、サルブタモール濃度が1000ng/mL以上(遊離型+グルクロニド)と報告された場合、その異常値がサルブタモール吸入による治療目的使用の結果であると競技者が立証しない限り、違反が疑われる分析結果として扱われることになる。

S7. 抗エストロゲン作用を有する薬剤

アロマトーゼ阻害薬、クロミフェン、シクロフェニル、タモキシフェンが男性の場合のみ禁止される。

S8. 隠蔽剤

隠蔽剤とは、禁止物質の排泄を低下させたり、ドーピング・コントロールで用いる尿あるいはその他のサンプル中に存在する禁止物質を隠蔽したり、あるいは血液学的指標を変化させるような物質で、これらは禁止される。

隠蔽剤としては、下記のようなものが含まれるが、これに限るものではない。

利尿剤*、エピテストステロン、プロベネシド、血漿増量剤
(例:デキストラン、ヒドロキシエチルデンプン)

* 検体中のある禁止物質（複数の場合も）の尿中濃度がカットオフ水準に達していたり、あるいはそれに近い水準にあって、なおかつ利尿剤が検出された場合、「治療目的使用の適用措置に関する国際基準」第7項に則った申請が認可されていても、それは無効となる。

利尿剤には以下のものが含まれる。

アセタゾラミド、アミロリド、ブメタニド、カンレノン、クロルタリドン、エタクリン酸、フロセミド、インダパミド、マーサリル、スピロラクトン、チアジド類（ベンドロフルメチアジド、クロロチアジド、ヒドロクロロチアジドなど）、
トリアムテレン

および、その他類似の化学構造または薬理作用を有する物質

S9 糖質コルチコイド

糖質コルチコイドは、経口投与、経直腸投与、静脈内投与、筋肉内投与について禁止される。これ以外の投与方法では全て、「治療目的使用の適用措置に関する国際基準」第8項に則った

略式手続が必要になる。

禁止方法

M1. 酸素運搬能の強化

下記の方法は禁止される:

- a. 血液ドーピング。血液ドーピングとは、自己血、同種血、異種血、あるいはその他に由来する赤血球製剤を正当な治療目的以外に使用することである。
- b. 酸素の摂取・運搬・輸送を促進する物質を使用すること。これらには、エリスロポエチン、組換えヘモグロビンなどの修飾ヘモグロビン製剤、ヘモグロビンのマイクロカプセル製剤、過フルオロ化合物、エファプロキシラル (RSR13) などがある。

M2. 薬理学的・化学的・物理的操作

薬理学的、化学的、物理的操作とは、隠蔽剤のようにドーピングコントロールで採取された検体の信憑性・正当性をくつがえすもの、あるいはくつがえそうとする試み、あるいはそうした変化を期待して物質または方法を使用することである。これらには、カテーテルの使用、尿の取り替えあるいは尿に手を加えること、腎排泄の抑制、テストステロンとエピテストステロンの測定値を操作することなどがあげられるが、以上の例示に限るものではない。

M3. 遺伝子ドーピング

遺伝子ドーピングまたは細胞ドーピングとは、競技力向上の可能性を有する遺伝子、遺伝因子あるいは細胞を治療目的以外に使用することである。

競技会検査及び競技外検査で禁止対象となる物質・方法
(以下に示したカテゴリーの詳細は、前節に記載された該当
項目の物質と方法を参照のこと)

禁止物質

- S4. 蛋白同化剤
 - S5. ペプチドホルモン
 - S6. ベータ2作用剤*
 - S7. 抗エストロゲン作用薬
 - S8. 隠蔽剤
- (*クレンブテロールと尿中濃度が1000ng/mLを上回るサル
ブタモールに限られる)

禁止方法

- M1. 酸素運搬能の強化
- M2. 薬理的・化学的・物理的操作
- M3. 遺伝子ドーピング

特定競技において禁止される物質

P1. アルコール

アルコール(エタノール)は、次の競技において競技会検査
でのみ禁止される。

検出方法は、呼気分析若しくは血液による。ドーピング違反
の成立する閾値は、各競技団体ごとに()内に表示する。閾
値の表示がない場合は、アルコールの検出をもってドーピン
グ違反を判断するものとする。

- 航空スポーツ(国際航空連盟 ; FAI) (0.20g/L)
- アーチェリー (国際アーチェリー連盟 ; FITA) (0.10g/L)
- 自動車 (国際自動車連盟 ; FIA)
- ビリヤード (世界ビリヤード・スポーツ連合 ; WCBS)
- スポーツブル(国際スポーツ・ド・ブル連合 ; CMSB) (0.50g/L)
- 体操 (国際体操連盟 ; FIG) (0.10g/L)

空手（世界空手道連盟；WKF）	（0.40g/L）
近代五種（国際近代五種連合；UIPM）	（0.10g/L）
近代五種の種目によって禁止	
モーターサイクル（国際モーターサイクル連盟；FIM）	
ローラー・スポーツ（国際ローラー・スポーツ連盟；FIRS）	（0.02g/L）
スキー（国際スキー連盟；FIS）	
トライアスロン（国際トライアスロン連合；ITU）	（0.40g/L）
レスリング（国際レスリング連盟；FILA）	

P2.ベータ遮断剤

ベータ遮断剤は次の競技において、特別ことわりのない限り競技会検査でのみ禁止される。

- 航空スポーツ（国際航空連盟；FAI）
 - アーチェリー（国際アーチェリー連盟；FITA）（競技外検査においても禁止）
 - 自動車（国際自動車連盟；FIA）
 - ビリヤード（世界ビリヤード・スポーツ連合；WCBS）
 - ボブスレー（国際ボブスレー連盟；FIBT）
 - スポーツブル（国際スポーツ・ド・ブル連合；CMSB）
 - ブリッジ（世界ブリッジ連盟；FMB）
 - チェス（国際チェス連盟；FIDE）
 - カーリング（世界カーリング連盟；WCF）
 - 体操（国際体操連盟；FIG）
 - モーターサイクル（国際モーターサイクル連盟；FIM）
 - 近代五種（国際近代五種連合；UIPM）近代五種の種目によって禁止
 - ナインピン・ボウリング（国際ボウリング連盟；FIQ）
 - セーリング（国際セーリング連盟；ISAF）マッチレースのヘルム（舵）のみ禁止
 - 射撃（国際射撃連盟；ISSF）（競技外検査においても禁止）
 - スキー（国際スキー連盟；FIS）スキー・ジャンプおよびスノーボード・フリースタイルが対象
-

水泳（国際水泳連盟；FINA）飛込とシンクロナイズド・スイミングが対象
レスリング（国際レスリング連盟；FILA）

ベータ遮断剤には以下のものがあるが、これに限定されるものではない。

アセプトロール、アルプレノロール、アテノロール、ベタキソロール、ピソプロロール、ブノロール、カルテオロール、カルベジロール、セリプロロール、エスモロール、ラベタロール、レボブノロール、メチプラノロール、メトプロロール、ナドロール、オクスプレノロール、ピンドロール、プロプラノロール、ソタロール、チモロール

P.3 利尿剤

利尿剤は、隠蔽剤として全ての競技において、競技会検査並びに競技外検査の両方で禁止される。さらに、次の体重制の競技あるいは体重減量が競技力向上に関与し得る競技においては、利尿剤の「治療目的使用の適用措置」(TUE)も許可されないものとする。

ボディビルディング（国際ボディビル連盟；IFBB）

ボクシング（国際アマチュアボクシング連盟；AIBA）

柔道（国際柔道連盟；IJF）

空手（世界空手道連盟；WKF）

パワーリフティング（国際パワーリフティング連盟；IPF）

ボート（国際ボート連盟；FISA）軽量級

スキー（国際スキー連盟；FIS）スキー・ジャンプのみ対象

テコンドー（世界テコンドー連盟；WTF）

ウエイトリフティング（国際ウエイトリフティング連盟；IWF）

レスリング（国際レスリング連盟；FILA）

武術（国際武術連盟；IWUF）

指定物質*

指定物質は以下のものである。

興奮剤：エフェドリン、L-メチルアンフェタミン、メチルエフェドリン

カンナビノイド

吸入ベータ2作用剤（クレンブテロールを除く）

利尿剤（P3項には適用されない）

隠蔽剤：プロベネシド

糖質コルチコイド

ベータ遮断剤

アルコール

* 世界アンチ・ドーピング規程（10.3）では、「医薬品として広く市販されドーピング物質として乱用される度合いの低いもので、不注意によってアンチ・ドーピング規則違反を誘発しやすい物質を、禁止リストにおいて特に指定物質としてあげている」。この物質によるドーピング違反は、世界規程に示されているように「指定物質を競技力向上の目的で使用したのではないことを競技者が証明できれば」、制裁処置が軽減されることがある。

2004年監視プログラム*

以下の物質を2004年監視プログラム・リストとする。

興奮剤：競技会検査のみ：カフェイン、フェニレフリン、フェニルプロパノールアミン、ピプラドール、プソイドエフェドリン、シネフリン

麻薬性鎮痛剤：競技会検査のみ：モルヒネ/コデイン比

* 世界アンチ・ドーピング規程（4.5）では、WADAは、世界規程批准団体ならびに批准国と協議の上、禁止リストに含まれないがスポーツ界で誤用されやすい物質の動向が把握できるようなモニター制度を設けるものとする、と定められている。

付録-2 使用可能薬リスト

競技会検査についての使用可能薬をあげました。競技外検査では競技会検査の禁止物質の一部が検査されますから、このリストの薬は両方の検査について使用可能です。

禁止物質でも申請手続きによって治療目的使用の適用措置（TUE）を受けられる場合があります。また使用量が少なく尿中濃度が低ければ使える薬などもあります。そのような使用に条件がある薬はあげてありません。

* 競技種目によって使用が禁止される薬もあります。各競技ごとの禁止物質リストを十分に注意して参照してください。

* 禁止物質の指定から外れて使用を監視されるだけになった物質がありますが、今後の動向が不透明なので、これらを含む薬はとりあげていません。

本リストは一部の例示であり、ほかにも多くの使用可能な薬品があります。

凡 例

無印 医療薬：医師の処方が必要な薬品

* 市販薬：市中薬局で買える一般薬

() 成分名

名前全体が完全に一致することをお確かめください。ほとんど同じ名前でも頭に「新」が、終わりに「錠」や「会社名」あるいは「アルファベット」がついているだけで組成が異なる場合があります。

1 熱・いたみ（鎮痛・解熱・抗炎症剤）

注意！市販薬（配合薬）には禁止物質配合が多い。

アスピリン（アセチルサリチル酸）

パファリン（配合薬）

*バイエルアスピリン

アセトアミノフェン（パラセタモール）

カロナール

*タイレノールA

*セレナーデ

ブルフェン（イブプロフェン） 内服・外用

*クラライトA

*フェリア

インテバン（インドメタシン） 内服・外用

*バンテリンコーワ，パップ・クリーム・液・スプレー

ポルタレン（ジクロフェナクナトリウム）

ポンタール（メフェナム酸）

ロキソニン（ロキソプロフェンナトリウム）

2 筋肉の痛み・こわばり（中枢性筋弛緩薬）

ミオナール（塩酸エペリゾン）

リンラキサー（カルバミン酸クロルフェネシン）

3 腫れ・むくみ

ダーゼン（セラペプターゼ）

キモタブS（プロメライン）

エスベリベン（メリロートエキス・ルチン配合）

4 かぜ（総合感冒薬）

カフェイン，フェニルプロパノールアミン，ブソイドエフェドリンなどが禁止リストから外れたため、禁止物質を含む総合感冒薬は少なくなった。しかし、これらの薬剤は使用をモニターされ、検査結果は報告されることになる。また体内で禁止物質に変化して誤解される恐れのあるものもある。そのため今回は総合感冒薬を使用可能薬としてあげていない。

いずれにせよ、直接かぜに有効な薬はなく、症状にあわせて
禁止物質を含まない薬を組み合わせ使用する。

5 たん・せき

アストミン（リン酸ジメモルファン）

ピソルボン（塩酸プロムヘキシン）

フスタゾール（クロペラスチン）

リン酸コデイン：注意！100倍散以外は麻薬！

* 新ルピカップ

* ストナコフ

メジコン（臭化水素酸デキストロメトルファン）

* スカイナーせき・たん用

6 じんましん・アレルギー（抗アレルギー／抗ヒスタミン薬）

注意！一般薬には禁止物質配合が多い。

ポララミン（d-マレイン酸クロルフェニラミン）

ネオレスタミンコーワ

* アレルギール錠

* アレギトール

ニボラジン（メキタジン）

* リリース錠

7 胃炎・胃潰瘍

アルサルミン（スクラルファート）

ケルナック（プラウノトール）

マーロックス（水酸化アルミニウム配合）

* マーロックスプラスチュアブル

タガメット（シメチジン）

* センロックエース

* パンシロンH2ベスト

ザンタック（塩酸ラニチジン）

* 三共Z胃腸薬

* アパロンS

ガスター（ファモチジン）

* ガスター10
オメプラール(オメプラゾール)

8 腹痛(鎮痙・鎮痛薬)

ブスコパン(臭化ブチルスコポラミン)

* ストマオフ糖衣錠

* ブスコパンMカプセル

バルピン(臭化メチルアニソトロピン)

9 健胃・総合胃腸薬(配合薬)

S・M散

つくしA・M

* 中外胃腸薬細粒

* サクロンS錠

* ワクナガ胃腸薬U: ワクナガ胃腸薬Gには禁止物質ストリ
キニーネ配合

* エピオス錠

10 吐き気・乗り物酔い

トラベルミン(ジフェンヒドラミン・ジプロフィリン)

ドラマミン(ジメンヒドリナート)

* ドライブソフトA

* センパア

* スヨロミン

ナウゼリン(ドンペリドン)

ノバミン(マレイン酸プロクロルペラジン)

プリンペラン(メトクロプラミド)

11 下痢

ロペミン(塩酸ロペラミド)

* イノック下痢止め

タンナルピン(タンニン酸アルブミン)

* ピオフェルミン止瀉薬

12 消化酵素配合剤

ベリチーム

ポリトーゼ

*新タカチア錠

*ハイウルソ錠

13 便秘

酸化マグネシウム（酸化マグネシウム）

*スルーシア

アローゼン（センナ・センナ実）

プルゼニド（センノシド）

*センナ

*ビフィーナ便秘薬

ラキソベロン（ピコスルファートナトリウム）

新レシカルボン坐剤（炭酸水素ナトリウム・無水リン酸二水素ナトリウム）

グリセリン浣腸（グリセリン）

*イチジク浣腸

14 不眠・イライラ（催眠鎮静剤）

注意！催眠鎮静剤の海外への持ち出し、持ち込みには厳重な規制があり、要注意

ネルボン（ニトラゼパム）

マイスリー（酒石酸ゾルピデム）

セルシン（ジアゼパム）

アモバン錠（ゾピクロン）

15 痔疾用薬

注意！多くの坐薬、軟膏には副腎皮質ステロイドが含まれるので、必ず略式申請書類で申請する。以下は、副腎皮質ステロイドを含まない。

ポステリザン軟膏

*タウリン坐薬

サーカネッテン（配合剤）

モトクロンカプセル（トリベノシド）

* 内服ボラギノールE P

* ヘモリンド舌下錠

16 鼻づまり（耳鼻用剤）

注意！多くの鼻炎用薬には副腎皮質ステロイドが含まれるので、必ず略式申請書類で申請する。以下は、副腎皮質ステロイドを含まない。

インタール点鼻液（クロモグリク酸ナトリウム・抗アレルギー薬）点眼液あり

ザジテン点鼻液（フマル酸ケトチフェン・抗アレルギー薬）点眼液あり

17 目薬（眼科用薬）

感染症

クラビッド点眼液（レボフロキサシン）

テラマイシン眼軟膏（塩酸オキシテトラサイクリン・硫酸ポリミキシンB）

* 抗菌アイリス

* ロート抗菌目薬G

ビタミン類・つかれ目

フラピタン点眼液（フラビンアデニンジヌクレオチド）

サンコバ点眼液（シアノコバラミン）

* アイクール

* サンテ40ハイ

人工涙液・ドライアイ

ヒアレイン（ヒアルロン酸ナトリウム）

人工涙液マイティア

ソフトサンティア

* アスパラ目薬ソフト

* スマイルコンタクト

洗眼薬

* アイボン

* 洗眼アイリス

* フレッシュアイAG

花粉症・アレルギー

インタール点眼液（クロモグリフ酸ナトリウム）

ザジテン点眼液（フマル酸ケトチフェン）

アレギサール点眼薬（ペミロラストカリウム）

リザベン点眼液（トラニラスト）

* アルガードCT点眼薬

* ノアールアレジー

18 うがい（口腔用薬）

イソジンガーグル（ポビドンヨード）

* イソジンうがい薬

* サリキスU

* 浅田飴のどクールスプレー

アズノール・ガーグル（アズレンスルホン酸ナトリウム）

SPトローチ明治（塩化デカリニウム）

* エスエスプロントローチ クール

19 抗菌剤・抗生物質・抗ウイルス剤

ビクシリンS（ペニシリン系・アンピシリン+クロキサシリン
ナトリウム）

サワシリン（広域ペニシリン・アモキシシリン）

ケフラール（セフェム系・セファクロル）

パナン（セフェム系・セフポドキシムプロキセチル）

ミノマイシン（テトラサイクリン系・塩酸ミノサイクリン）

クラリス（マクロライド系・クラリスロマイシン）

クラビット（ニューキノロン系・レボフロキサシン）

シプロキサ（ニューキノロン系・シプロフロキサシン）

バクタ（葉酸拮抗剤+サルファ剤）

イトリゾール（抗真菌剤）

ゾピラックス（単純・帯状疱疹）

リレンザ（A・B型インフルエンザ）

タミフル（A・B型インフルエンザ）

20 避妊・月経遅延（経口避妊薬）

注意！既往症により、また喫煙により危険性あり。性行為感染症の予防にはならない！

トリキュラー21、28（エチニルエストラジオール・レボノルゲストレル）

トライディオール21、28

リビアン28

アンジュ21、28

マーベロン21、28（エチニルエストラジオール・デソゲストレル）

21 ビタミン・滋養強壮

ビタミン剤：各種ビタミンは禁止されていない。しかし、ビタミン類に種々の強壮剤などを配合した製剤、とくに外国製品には禁止物質を含むものが多い。医薬品の場合には内容を明記してあるが、医薬品以外は使用しないほうが賢明である。

滋養強壮保健薬：医薬品ではないものが市販されている。禁止物質やモニター物質を含むものが多い。漢方を含むものなどは組成が不明であることが多い。外国製品も組成不明が多く、禁止物質陽性となることが多い。使用しないほうが安全。

22 鉄欠乏性貧血（鉄剤）

フェロミア（クエン酸第一鉄ナトリウム）

フェロ・グラデュメット（硫酸鉄）

スローフィー（乾燥硫酸鉄）

*エミネトン

*ヘマニック

付録-3 常備薬メモ欄

年/月/日	薬の名前・サプリメント	会社の名前
/ /		
/ /		
/ /		
/ /		
/ /		
/ /		
/ /		
/ /		
/ /		
/ /		
/ /		
/ /		
/ /		
/ /		
/ /		

使った薬、サプリメントを記録しておきましょう

病院で治療を受けたときに使われた薬は、主治医の先生に記載してもらいましょう。

用 量	メ モ

普段使っている薬の正確な名前、会社名、用量を記録します。
症状があるときだけに飲む薬（頓用薬）は、飲んだ日付と用量も記録しておきます。

国体に参加する選手は必ずこの欄に署名捺印してください

国民体育大会ドーピング検査
同意書

財団法人 日本体育協会
会長 安西 孝之 殿

平成16年第59回国民体育大会参加にあたり、国体諸規定を遵守し、ドーピング検査を受けることに同意します。ドーピング検査結果の裁定に不服の場合、日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託し、その判断に従うことに同意します。

平成 年 月 日

出場競技名 _____

選手氏名 _____ 印 男・女

生年月日 _____ 年 月 日

選手が未成年の場合、保護者（親権者）も署名してください

保護者 _____ 印
(法定代理人親権者)

選手証明書

名 前 _____

平成16年度
都道府県名 _____

選手本人
写真貼付

国体ドーピング検査選手必携書

発行日：平成 16年 7月 1日

発 行：財団法人 日本体育協会

〒 150 8050 東京都渋谷区神南 1 - 1 - 1



財団法人 日本体育協会